

交渉情報	NO.77	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組信越地方本部	2018年3月29日	添付資料:4枚

胎内市内における火災対応に関する協力について

日本郵便信越支社経営企画本部総務・人事部は、本日（3月29日）「胎内市内における火災対応に関する協力」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、胎内市との「火災対応に関する協定」（別紙1）に基づき、中条局に配備されている事業用軽四車両（旧関川集配センター配備分は除く）に消火器（車載用・蓄圧式）を搭載し、胎内市内において集配業務従事中に火災を発見した際は初期消火に当たるとともに、胎内市役所、消防署および警察署等の関係機関へ通報するというものです。

協力活動にあたっては、①業務に支障がない範囲で行うものであること。②火災発見時は、あくまでも自らが被災しない範囲であって消火器を持って対応できる初期消火を対象としたものであること。③初期消火活動中、身の危険を感じた際は無理に消火活動を行わず協力活動を中止し、速やかに非難することとなっております。

また、当該消火器が搭載された事業用車両を使用して業務に従事する際は、乗務前に当該消火器の外装に異常がないか等を消火器に係る日常点検簿補助様式（別紙2）に基づき点検するとしています。

詳細につきましては、支社資料を参照してください。

【労使対応】 中条局 単局窓口